

2025 年度 パンフレット

空気調和機器更新工事 助成の手続きについて

※おひとり住まいの方の
エアコンも助成対象と
なりました。

申込受付期間

2025 年 4 月 1 日～2025 年10月31日(必着)



関西エアポート株式会社

 KANSAI AIRPORTS

目 次

はじめに	P 1
① 助成対象区域について	P 2
② 空気調和機器更新工事助成の概要について	P 3
③ 空気調和機器更新工事助成の手続きの流れについて	P 5
④ 助成の対象となる工事について	P 1 2
⑤ 助成の対象とならない工事について	P 1 6
⑥ 助成率及び助成金概算について	P 1 6
⑦ 助成を受けて設置した空気調和機器の管理について	P 1 7
⑧ よくあるご質問（Q&A）	P 1 9
⑨ 窓口及びお問い合わせ先	P 2 1

は じ め に

このパンフレットは、空気調和機器更新工事の手続きを進めるために必要な事項を記載しておりますので、空気調和機器更新工事助成申込書を作成、提出される前に必ずご一読ください。

申込書や添付書類、必要に応じた現地確認などにより、お申込みの空気調和機器更新工事が助成対象となるか審査いたします。審査の結果、助成対象とならない場合もありますので、予めご了承ください。

注意！！

- 更新工事をお申込み頂いても、居住人数、更新回数等により助成対象とならない場合があります。
- 当社からの審査結果のお知らせを受ける前に工事を実施された場合は、全て助成対象外となります。
- 虚偽等の不正行為が発覚した場合、助成の取消し又は助成金を返還していただきます。
- 書類の内容確認や、不備等については、申込者の方にご連絡させていただきますので、申込用紙はご自身でご記入ください。

①助成対象区域について

下記の住所は助成対象区域です。赤字で記載している住所は一部対象外の区域があるため、ご不明な場合は 06-4865-9620 までお問合せください。

市・区	住所	市・区	町域
川西市	久代 東久代	豊中市	稲津町
伊丹市	鑄物師 岩屋 大野1丁目 北伊丹 北河原2～6丁目 北園 北本町3丁目 口酒井2丁目1～4番地 口酒井3丁目1・3番地 桑津 下河原 東野1～4丁目 藤ノ木2・3丁目 緑ヶ丘3・4・6・7丁目 緑ヶ丘5丁目 森本1・4丁目 森本2・3・5・7～9丁目		勝部 上津島1丁目1番地 上津島3丁目1～3・11番地 庄内幸町1丁目1～6・10～19番地 庄内幸町2丁目1～6・14番地 庄内栄町1丁目1番地 庄内東町1丁目 庄内東町2丁目1～6番地 庄内東町3～5丁目 庄内東町6丁目5～8番地 庄内西町1・2丁目 庄内西町3丁目1～5番地 曽根西町2丁目10～13・16～20番地 曽根南町1丁目5～22番地 曽根南町2・3丁目 利倉東 利倉 野田町 走井 服部寿町 服部西町1丁目8～10番地 服部西町2丁目2～15番地 服部西町3～5丁目 服部南町3丁目1・2・5～11番地 服部南町4丁目4～6番地 服部南町5丁目10番地 服部豊町2丁目1～4・8～23番地 浜3丁目1～4番地 原田中 原田西町 原田南 原田元町1丁目10～16・20～23番地 原田元町2・3丁目 豊南町西 豊南町東1丁目2～6番地 豊南町東2丁目6番地 豊南町東2丁目7～11番地 豊南町東3・4丁目 豊南町南 穂積 箕輪3丁目 名神口1丁目1～3・7・8番地
大阪市 淀川区	西三国1・2丁目 西三国3丁目12～15・18～27番地 西三国4丁目1・2・4・5番地 西三国4丁目3番地 十八条2丁目7番地 十八条3丁目		
池田市	神田2丁目19～21番地 神田3丁目1～14・17～19番地 神田4丁目16・17・19番地 豊島北1丁目13・15・16番地 豊島南1丁目3～15番地 豊島南2丁目 ダイハツ町		

②空気調和機器更新工事助成の概要について

防音工事もしくは前回の更新工事において設置された空気調和機器（エアコン、換気扇、レンジフード）を更新する場合は、その費用の一部を当社が助成します。

※防音工事とは

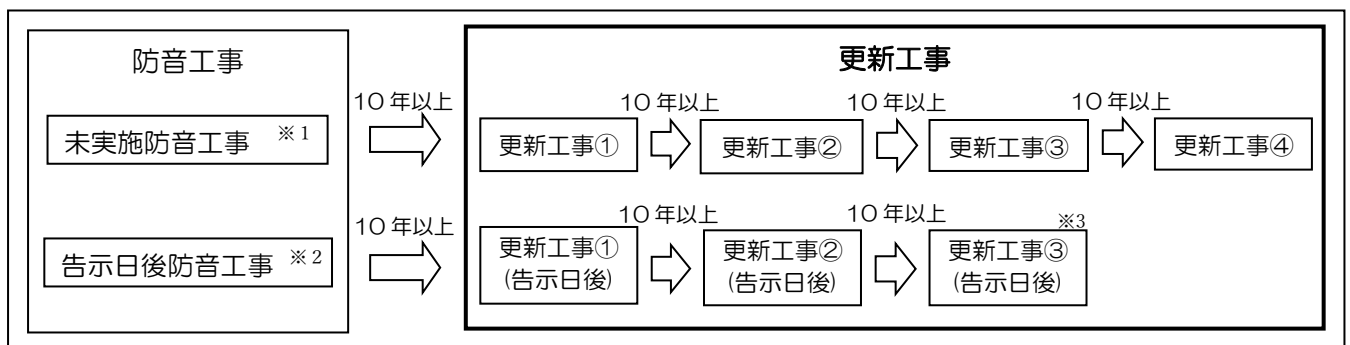
国土交通省告示により第1種区域として指定された航空機騒音対策区域内の住宅で、その区域を指定した日より前から存在していた住宅に対し、航空機騒音による障害を防止し、または軽減するため、防音サッシや空気調和機器の取付等を行う工事のことで、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」（昭和42年8月1日法律第110号）第8条の2に基づき行われます。

（1）助成対象機器

- ・防音工事もしくは前回の更新工事において設置された空気調和機器
- ・防音工事や更新工事の実施後、所要の機能が失われたため自己の負担で更新した空気調和機器（自己機）
- ・防音工事の際、新たに空気調和機器を設置せず、既に設置してある空気調和機器をそのままご使用になった空気調和機器（代用機）
- ・防音工事後、やむを得ない理由で建替えを行った住宅に設置されている空気調和機器（**建替え住宅については、原則助成対象となりませんが**、建替え住宅の助成条件を満たしていれば、助成対象となります。）

（2）助成条件

- ・防音工事もしくは前回の更新工事の完了検査日から起算して**10年以上経過**し、かつ空気調和機器の所要の機能が失われている（**故障もしくは機能低下**している）こと。



※1 未実施防音工事・・・未実施住宅（航空機騒音対策区域指定日より前から現に存在する住宅）の防音工事

※2 告示日後防音工事・・・告示日後住宅（航空機騒音対策区域指定日の翌日から昭和57年3月30日の間に存在する住宅）の防音工事

※3 更新工事③（告示日後）・・・2023年度から受付開始

※**昭和57年3月31日以降**に建てられた住宅（建て替えを除く）は基本的に助成の対象とはなりません

(3) 受付期間

「空気調和機器更新工事助成申込書」(工事前に提出)

■2025年4月1日(火)～10月31日(金)(当社必着)

※申込書の入手先及び提出先は、⑧窓口及びお問い合わせ先(P21)をご確認ください。なお、申込書、パンフレットは当社のホームページからもダウンロードできます。

「助成金交付申請書」(工事後に提出)

■2025年12月25日(木)(当社必着)

(4) 助成対象室数及び空気調和機器台数

防音工事を実施した室数及び空気調和機器台数を上限に、住民票において確認できる居住人数及び更新工事の区分によって助成できる室数と空気調和機器台数が決定します。

居住人数	1人		2人		3人		4人以上	
更新工事の区分 ※1	更新工事 ①②	更新工事 ③④	更新工事 ①②	更新工事 ③④	更新工事 ①②	更新工事 ③④	更新工事 ①②	更新工事 ③④
工事対象室	2室まで		3室まで		4室まで		5室まで	
エアコン 助成台数	1台※3		2台まで	1台※2	3台まで	2台まで※2	4台まで	3台まで※2
換気扇 助成台数	2台まで		3台まで		4台まで		5台まで	

※1 区分の①②③④はそれぞれ更新工事の1回目、2回目、3回目、4回目を指します。

※2 生活保護世帯及び中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯(以下「生活保護等世帯」)に係る更新工事③④のエアコン助成台数は、更新工事①②のエアコン助成台数が適用されます。

※3 更新工事③を実施していないお一人住まいの方は、更新工事②実施後10年以上経過していれば更新工事④としてエアコン1台が助成対象となります。

エアコンのみを更新する場合は、助成対象となりますが、換気扇、レンジフードのみの場合は、助成対象となりません。

(5) 助成の制限

- ・住居として使用していることが助成の条件となりますので、空き家や賃貸住宅の空き室、事務所、店舗等は助成対象となりません。
- ・住居であっても、居室として使用していることが助成の条件となりますので、台所(DKは助成可)、浴室、トイレ等の居室ではない部屋は、助成対象となりません。
- ・防音工事を行っていない部屋(非防音室)は、助成対象となりません。

③空気調和機器更新工事助成の手続きの流れについて

詳細は P 7～P 11 をご覧下さい

- (1) 一般世帯（生活保護等世帯以外の世帯）
「生活保護等世帯」の方は P 6 をご確認ください。



(ア) 助成申込（申込者 ⇒ 当社）

「助成申込書」及び添付書類の提出（P7 参照）

【受付期間】

2025 年 4 月 1 日（火）～10 月 31 日（金）（当社必着）

1 ヶ月程度



(イ) 審査結果のお知らせ（当社⇒申込者）

「審査結果のお知らせ」の送付

（交付申請書類、助成金請求及び振込依頼書同封）



(ウ) 更新工事実施（申込者 ⇒ 工事業者[※]）

※町の電気屋さん、家電量販店、工務店など

「審査結果のお知らせ」を受け取り後に工事を実施してください

申込者ご自身で工事業者をお選びください
当社指定の協力工事業者はございません



(エ) 工事代金支払い（申込者 ⇒ 工事業者）

※工事代金全額を工事業者へお支払いください



(オ) 助成金交付申請（申込者 ⇒ 当社）

「助成金交付申請書」及び添付書類（P10 参照）の提出
審査結果のお知らせに工事完了期限を記載しております
工事完了後、速やかに書類を提出してください

1～2 ヶ月程度



(カ) 助成金交付決定及び
確定額のお知らせ（当社 ⇒ 申込者）

「助成金交付決定及び確定額のお知らせ」の送付

2 ヶ月程度



(キ) 助成金支払い（当社 ⇒ 申込者）

申込者名義の口座へ振り込み

(2) 生活保護等世帯



(ア) 助成申込 (申込者 ⇒ 当社)

「助成申込書」及び添付書類の提出

【受付期間】

1ヶ月程度

2025年4月1日(火)～10月31日(金)(当社必着)



(イ) 審査結果のお知らせ(当社⇒申込者)

「審査結果のお知らせ」の送付

(交付申請書類、委任状兼助成金請求及び振込依頼書同封)

- ☆1. 申込者ご自身で工事業者をお選びいただき、見積書の作成を依頼してください
(助成金が当社から振り込まれるまで、工事代金を立替えていただける工事業者をお選びください。)
- ☆2. 申込者は見積書を当社へ提出
- ☆3. 当社が申込者へ自己負担額通知書を送付
- ☆4. 申込者、工事業者は自己負担額通知書の内容確認、署名、捺印し、当社へ送付
- ☆5. 当社が申込者、工事業者の署名、捺印を確認し、自己負担額通知書を申込者へ返送



(ウ) 更新工事実施(申込者 ⇒ 工事業者)

※「☆5. 当社からの自己負担額通知書の返送」後に
工事を実施してください



(エ) 工事代金支払い(申込者 ⇒ 工事業者)

※工事代金のうち、自己負担額のみ工事業者へお支払い
ください(自己負担額がない場合は支払い不要)

工事業者が助成金(工事代金の残額)を請求及び受領するため、申込者から工事業者へ更新工事助成金の請求及び受領に関する一切の権限を委任していただきます



(オ) 助成金交付申請(申込者 ⇒ 当社)

「助成金交付申請書」及び添付書類の提出

審査結果のお知らせに工事完了期限を記載しております

工事完了後、速やかに書類を提出して下さい

1～2ヶ月程度



(カ) 助成金交付決定及び
確定額のお知らせ(当社 ⇒ 申込者)

「助成金交付決定及び確定額のお知らせ」の送付

2ヶ月程度



(キ) 助成金支払い(当社 ⇒ 工事業者)

工事業者名義の口座へ振り込み

(3) 手続きの詳細 (ア) ~ (キ)



(ア) 助成申込 (申込者 ⇒ 当社)

助成金の交付対象として適正であるか審査します。

居住状況や更新希望の機器などの必要事項を「空気調和機器更新工事助成申込書」に記入し、提出して下さい。

提出書類 (原本)

◇全ての申込者

- 居住者 (世帯全員) が記載された住民票
(助成申込日時点で発行日から **3カ月以内** のもの)

◇生活保護等の受給者

- 生活保護受給証明書 (申込者が生活保護世帯である場合)
(助成申込日時点で発行日から **3カ月以内** のもの)
- 支援給付証明書 (申込者が中国残留邦人等に係る支援給付受給世帯である場合)
(助成申込日時点で発行日から **3カ月以内** のもの)

※防音工事後に、やむを得ない理由で建替えをされた住宅は、助成申込後別途審査に必要な書類を提出していただきます。

助成申込の注意点

- 更新工事には、事前の助成申込が必要です。
- 申込者は、住宅所有者もしくは居住者です。
- 賃貸住宅の場合は、家主 (住宅所有者) と借家人 (居住者) で更新工事費用の負担や空気調和機器の取扱い等について十分お話し合いをされた上で、**費用を負担される方** が助成申込をしてください。
- 提出いただいたすべての書類は、お返しできません。
- 生活保護世帯、支援給付受給世帯の特例は、**申込者自身が生活保護等を受給されていることが条件** となります。
- 助成申込後に、**居住人数の変更があった場合**、空気調和機器の助成対象台数が変更となる可能性がありますので、**すみやかに当社までご連絡ください**。

- 更新工事を実施された部屋は、所要の機能が低下（故障）していても、10年以上経過しないと次回の更新工事の助成対象になりませんので、ご注意ください。
- 未実施住宅は、更新工事④まで、告示日後住宅は、更新工事③まで実施できます。
- 防音工事を行った居室（防音室）は高気密化されるため、換気機能がないと、二酸化炭素、湿気、ハウスダストなどが室内に留まり健康を害する恐れがあります。そのため、防音工事（更新工事）で設置された換気扇やレンジフードの機能が低下（故障）している、あるいは、撤去された場合には、居室（防音室）の換気機能を十分に備えておりません。換気扇、レンジフードの再設置もしくは更新を併せてされることをお勧めします。



（イ）審査結果のお知らせ（当社 ⇒ 申込者）

助成申込後、当社においてご希望の空気調和機器が助成対象であるか審査を行い、その結果を「審査結果のお知らせ」にて郵送でお知らせいたします。

（生活保護等世帯に該当する方は、当社が算出した自己負担額を確認後、更新工事を実施していただきます。審査結果通知後「P6（イ）の☆1～☆5」の手続きが必要です。詳しくは、「審査結果のお知らせ」に同封の書類をご確認ください。）



（ウ）更新工事実施（申込者 ⇒ 工事業者）

申込者は、ご自身で工事業者[※]をお選びいただき、工事を実施してください。（工事業者に作成していただく書類がございます。P10の提出書類をご参照ください。）

※ 町の電気屋さん・家電量販店・工務店など

更新工実施の注意点

■当社からの「審査結果のお知らせ」がお手元に届く前に更新工を実施した場合は、**全て助成対象となりません。更新工事は、必ず当社からの「審査結果のお知らせ」を受け取り後に実施**してください。

（生活保護等世帯は「P6（イ）の☆5」前に更新工を実施した場合、全て助成対象となりません。

■更新工事は、必ず「審査結果のお知らせ」に記載の工事完了期限までに完了してください。

■工事業者の選定及び契約について、当社は関与いたしません。また工事後の空気調和機器の動作確認などは申込者ご自身で行ってください。



（エ）工事代金支払い（申込者 ⇒ 工事業者）

工事完了後申込者は、機器を含む工事代金**全額**を工事業者へお支払いください。

（生活保護等世帯は、機器を含む工事代金のうち、**自己負担額のみ**工事業者へお支払いください。差額分は、助成金として当社から工事業者名義の口座に振り込みます。流れについてはP6をご確認ください。）



（オ）助成金交付申請（申込者 ⇒ 当社）

工事完了後「審査結果のお知らせ」でご案内した助成金交付申請に必要な書類（P10参照）を添付して当社へ提出下さい。

提出書類

- 家電リサイクル券（排出者控）の写し
 - ・工事業者から受け取った（排出者控）の写し。
- エアコンの保証書の写し
 - ・お買い上げ日、販売店等、必要事項が記入されていることをご確認ください。
- 工事代金領収書（**原本**）
 - ・生活保護等世帯で自己負担がない場合は、不要です。
- 工事代金明細書
 - ・工事業者が作成した工事内容のわかる明細書。
- 工事写真（**工事前・工事後**）
 - ・工事前に必ず工事業者へ撮影を依頼してください。
 - ・工事業者が撮影できない場合は、申込者自身で撮影をお願いします。
 - ・工事写真は、付帯工事も含め、**工事前・工事後**の写真を撮影してください。
- 更新工事の平面図（交付申請用）
 - ・更新した機器について、設置場所を記入し**赤字で○**を付けてください。
- 換気扇及びレンジフードの取扱説明書の写し
 - ・製品名と風量等の仕様が分かる部分。
- 助成金請求及び振込依頼書（一般世帯用）または、委任状兼助成金請求及び振込依頼書（生活保護等世帯）
 - ・（一般世帯用）**申込者名義**の口座情報をご記入ください。
 - ・（生活保護等世帯）**工事業者名義**の口座情報をご記入ください。
- 通帳またはキャッシュカードの写し
 - ・口座番号、口座名義等が確認できるもの。

助成金交付申請の注意点

- ・提出書類に不足や不備があった場合、**助成対象とならない**もしくは**助成金が減額される**可能性があります。申請前に添付書類の不足や不備がないことを必ずご確認ください。
- ・提出された申請書、添付書類は、お返しできません。
審査の結果、助成対象とならなかった場合も同様です。
- ・生活保護等世帯の方は、「委任状兼助成金請求及び振込依頼書」に必要事項を記入捺印のうえ工事業者へお渡しください。
- ・助成金は、申込者名義の口座に振り込みます。
申込者名義以外の口座へは、振り込めません。
（生活保護等世帯は、**工事業者名義の口座**へ振り込みます。）



（力）助成金交付決定及び確定額のお知らせ（当社 ⇒ 申込者）

助成金交付申請後、当社において更新工事が「審査結果のお知らせ」でご案内した内容で実施されたかの確認を行い助成金を算出します。

その結果を「助成金交付決定及び確定額のお知らせ」にてご案内します。



（キ）助成金支払い（当社 ⇒ 申込者・工事業者）

助成金確定額のお知らせ後、交付申請と併せて提出いただいた「助成金請求及び振込依頼書」に記載されている**申込者名義**の口座（生活保護等世帯の場合、**工事業者名義**の口座）へ助成金を振り込みます。

市の補助金について

空気調和機器更新工事は、当社からの助成金とは別に更新工事の区分によっては住民負担額の一部をお住いの各市（豊中市・池田市・伊丹市・川西市）が補助する制度があります。

「助成金交付決定及び確定額のお知らせ」にてご案内いたしますので補助対象となった方は、**市から後日お送りする「補助制度の案内」に基づき手続き**をお願いします。

詳しくは、P 21 に記載の各市役所の窓口へお問い合わせください。

※大阪市は、補助制度がありません。

※生活保護等世帯は、当社の助成率が一般世帯より高いため、補助制度がありません。



④助成の対象となる工事について

助成の対象となる工事は、以下の標準工事と付帯工事（標準工事に併せて必要となる工事）です。なお、付帯工事は、エアコンのみです。



（１）エアコン

エアコンの標準工事

- ・既設のエアコンと冷媒配管の撤去、処分（リサイクル料金、収集・運搬料金）
- ・新しいエアコン本体及び付属材料
- ・室内機と冷媒配管の設置（**4m以下**）
- ・室外機と室外機架台の設置（一般型・壁掛型）
 - 一般型・・・地面、ベランダ、物干し等の床に設置するもの
 - 壁掛型・・・木造建物の外壁に設置するもの（鉄筋コンクリート造（以下「RC造」）建物の外壁に設置する場合は、付帯工事）

◇更新工事は、撤去新設を原則としています。

撤去処分のみ（撤去のみ、処分のみも含む）の工事は**助成対象となりません**。

エアコンの仕様

エアコンの助成対象機器は、**新品**で以下の仕様を満たした機種に限ります。
メーカー、機種は問いません。

- ・住宅用セパレート型空気熱源ヒートポンプ式エアコン（壁掛型）
- ・冷暖房兼用
- ・インバーター機
- ・冷房能力2.2kW以上

助成対象となるエアコンの冷房能力は、下表のとおりです。

冷房能力	部屋の面積（空調対象面積）[㎡]（参考帖数 江戸間）			
2.2kW	木 造	～ 8.90（5.7帖）	R C 造	～13.33（8.6帖）
2.5kW		8.91～12.17（7.9帖）		13.34～16.29（10.5帖）
2.8kW		12.18～15.16（9.8帖）		16.30～19.22（12.4帖）
3.6kW		15.17～		19.23～

エアコンの付帯工事

・ 室外機架台

室外機架台で屋根置型、天吊型、壁掛型、二段置型を設置する工事

◇ 屋根置型・・・屋根等傾斜地に設置するもの

◇ 天吊型・・・・・・ＲＣ造建物のベランダの庇裏等に設置するもの

◇ 壁掛型・・・・・・外壁に設置するもの

◇ 二段置型・・・・二段架台に設置するもの

・ 冷媒配管延長

冷媒配管が標準工事の４ｍを超える工事

・ 電気工事

マルチエアコン[※]（併設機）を単体機にすることにより電源回路の増設が必要になる場合に発生する工事（コンセント増設、安全ブレーカー増設、漏電ブレーカー増設）

◇ 上記以外の電気工事は、**助成対象となりません。**

※マルチエアコン・・・・室内機２台に対し室外機が１台になっているエアコン

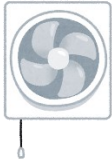
・ 高所工事

室外機の設置箇所が**２階以上**の高所で、外部足場や高所作業車を使用して室外機を設置する工事

◇ 外部足場は、工事現場における枠組足場を想定しています。

◇ 高所作業車を共用する場合は、**１物件のみ助成対象**となり、工事費（高所作業車代）を物件ごとに分けることはできません。

◇ 高所作業車を使用する場合は、**工事実施前に必ず当社までご連絡ください。**



(2) 換気扇

換気扇の標準工事

- ・既設の換気扇とウェザーカバーの撤去、処分
- ・新しい換気扇本体及び付属材料
- ・換気扇とウェザーカバーの設置

◇更新工事は、撤去新設を原則としています。

撤去処分のみ（撤去のみ、処分のみも含む）の工事は、**助成対象となりません**。

◇ダクトの更新は、原則助成対象となりませんが、破損または劣化していることが写真で確認できる場合は、標準工事となります。

◇型式は、壁型（埋込型・壁掛型）と天井型があります。

換気扇の仕様

換気扇の助成対象機器は、**新品**で以下の仕様を満たした機種に限ります。
メーカー、機種は問いません。

- ・型式：壁型（埋込型・壁掛型）（強制給排気型）／天井型（強制給排気型）
- ・電源：単相100V
- ・騒音：45デシベル以下
- ・風量：25m³/h以上（運転時の給気及び排気量）



(3) レンジフード

レンジフードの標準工事

- ・既設のレンジフードとウェザーカバーの撤去、処分
- ・新しいレンジフード本体及び付属材料
- ・レンジフードとウェザーカバーの設置

◇更新工事は、撤去新設を原則としています。

撤去処分のみ（撤去のみ、処分のみも含む）の工事は、**助成対象となりません**。

◇防火ダンパーの更新は、標準工事となります。

◇ダクトの更新は原則、助成対象となりませんが、破損または劣化していることが写真により確認できる場合は、標準工事となります。

◇ジャバラ及びアルミフレキの更新は、当該レンジフードの直上にあるもの（露出、隠蔽は問いません）は、標準工事となります。

◇型式は、深型と浅型とプロペラ型があります。

「審査結果のお知らせ」に記載のない型式を設置することも可能ですが、
その場合、安価な方の型式に基づいた助成金額となります。

レンジフードの仕様

レンジフードの助成対象機器は、**新品**で以下の仕様を満たした機種に限ります。
メーカー、機種は問いません。

- 型式：深型（**強制同時給排気型・自然給気強制排気型**）
- 電源：単相100V
- 切替：2段以上
- 風量：550m³/hr程度（強運転時のグリスフィルター付の排気量）

- 型式：浅型（**強制排気型**）
- 電源：単相100V
- 切替：2段以上
- 風量：550m³/hr程度（強運転時のグリスフィルター付の排気量）

- 型式：プロペラ型
- 電源：単相100V
- 風量：550m³/hr程度（グリスフィルター付の排気量）



※レンジフードは、機能によって分類しております。（深型・浅型・プロペラ型）
見た目は深型でも、給気機能がない機器を設置した場合は浅型での助成となります
ので、ご注意ください。

⑤助成の対象とならない工事について

助成の対象とならない工事は、以下のとおりです。

- ・標準工事、付帯工事以外の工事
- ・仕様を満たしていない空気調和機器を設置した工事
- ・スリーブ穴開口工事、閉鎖工事
- ・防音室ではない部屋の空気調和機器の更新工事
- ・空気調和機器の撤去処分のみ（撤去のみ、処分のみも含む）を行う工事
- ・空気調和機器更新後の内外壁、天井等の補修工事
- ・空気調和機器更新工事とは関係のない工事

助成対象となるかの判断がつかない場合は、必ず工事実施前に当社までお問合せください。

⑥助成率及び助成金概算について

助成率の目安（カッコ内は、生活保護等世帯の助成率）★工事費全体に対しての助成率ではありません。

更新工事の区分		助成率（％）		
		エアコン 標準工事	エアコン 付帯工事	換気扇・レンジフード 標準工事
更新工事①		70％（100％）	70％（100％）	50％（100％）
更新工事① （告示日後住宅）		65％（100％）	65％（100％）	50％（100％）
更新工事②		65％（100％）	65％（100％）	50％（100％）
更新工事② （告示日後住宅）		60％（100％）	60％（100％）	50％（100％）
更新工事③ （告示日後住宅）	所在地：大阪府	50％（約80％）	50％（約80％）	50％（約80％）
	所在地：兵庫県	60％（100％）	60％（100％）	50％（100％）

大阪府、兵庫県の補助を含む助成率となります

助成の対象となる工事（標準工事・付帯工事）の費用に、助成率を乗じた額が助成金の概算となります。

但し、**基準額※**を超える工事費は、申込者負担となります。

基準額は、「審査結果のお知らせ」でご案内いたします。

また、既に空気調和機器を撤去、処分されている場合は、助成金が減額されます。

※基準額とは、助成金算定のため設定された工事金額

⑦助成を受けて設置した空気調和機器の管理について

(1) 空気調和機器の所有権及び管理責任について

更新した空気調和機器の所有権及び管理責任は、申込者にあります。

但し、住宅の譲渡又は転出をする際は、所有権及び管理責任を助成事業に係る証拠書類とともに住宅所有者に引き継いでいただきます。

従って申込者は、住宅の譲渡又は転出に伴い、**助成を受けて設置した空気調和機器を転出先等へ持って行くことはできません。**

申込者が借家人の場合は、転居する際、助成対象として設置された空気調和機器については、助成交付条件に規定する権利義務一切とともに家主に継承していただきます。

(2) 空気調和機器の修理について

修理は、助成対象となりません。

(3) 空気調和機器の目的外使用の禁止について

この助成事業は、航空機騒音対策区域内に所在する住宅の居住者の騒音障害を軽減することが目的です。助成を受けて設置した空気調和機器を譲渡、交換貸付、担保等目的外に使用することはできません。

(4) 空気調和機器の撤去及び廃棄について

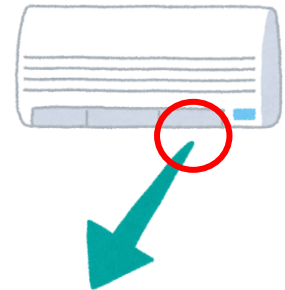
助成を受けて設置した空気調和機器を撤去及び廃棄する場合は、当社までご連絡ください。

(5) 助成事業に係る証拠書類の保存について

申込者は、この助成事業に係る証拠書類（一連の書類）を事業完了日の翌年度の4月1日から5年間保存してください。



★空気調和機器の持ち出し不可



このエアコンは、関西エアポート(株)の住宅防音工事助成を受けて設置された
 ものですので、本ステッカーをはがさないようにして下さい。弊社の承認を
 受けることなく、助成目的に反した使用や撤去を行わないで下さい。

実績番号	防音室	関西エアポート(株)
工事完了日		防音工事担当
工事業者		電話 06-4865-9620

助成シール

★エアコンに助成シールの貼り付け必須



★撤去・廃棄・移設の際は当社へ連絡
 ★修理は助成対象外



★証拠書類翌年度の4月1日から5年間保存

⑧よくあるご質問（Q&A）

Q1 助成申込書を提出する前に電話で助成対象になるかどうか教えてもらえますか？

A1 申し訳ございませんが、助成申込書提出前の助成対象になるかどうかのお問い合わせについては、個人情報保護の観点からお答えしておりません。まずは助成申込書を提出ください。

Q2 更新工事を実施したい住宅が騒音対策区域内に所在しているかどうか教えてもらえますか？

A2 こちらのパンフレットのP2 ページに掲載しています。また、当社及び市のホームページでもご確認いただけます。

Q3 賃貸住宅に住んでいます。家主と借家人のどちらが申込めばよいですか？

A3 家主でも借家人でも、申込むことは可能です。
双方でお話し合いの上、工事費用を負担される方が助成申込書を提出ください。
なお助成申込時、双方に申込書記載の確約事項を了承していただく必要があります。

Q4 申込みから工事開始までどのくらいの期間が必要ですか？

A4 申込みから「審査結果のお知らせ」の送付まで、1カ月程度かかります。「審査結果のお知らせ」がお手元に届いた後に、工事をしてください。（P5，6 参照）

Q5 工事業者は、どこに頼めばいいですか？

A5 協力工事業者・指定工事業者の制度はありません。なお、**当社の指定工事業者等を名乗る営業にはご注意ください。**

Q6 防音工事後、住宅を建替えましたが助成対象になりますか？

A6 建替え住宅は、原則助成対象となりません。

ただし、建替え住宅の助成条件を満たしている場合は、例外として助成対象となる可能性もありますので一度お問い合わせください。

建替え住宅の場合は、通常より審査に時間を要しますので予めご了承ください。

Q7 マルチエアコンから単体機へ更新しますが、居住人数の関係で単体機1台しか助成対象にならない場合、残るもう1台(室内機と室外機)はどうすればよいですか？

A7 マルチエアコンを更新する場合は、単体機2台となりますが、居住人数の関係で単体機1台しか助成対象にならない場合、残るもう1台(室内機と室外機)を撤去するか継続して使用するか工事業者と相談の上、お決めください。撤去される場合、撤去及び処分にかかる費用は助成対象となりますが、そのまま継続して使用される場合の改造費は助成対象となりません。

Q8 助成を受けて設置した空気調和機器を他の部屋に移設してもいいですか？

A8 防音室として認定されていない部屋へ移設することはできません。

⑨窓口及びお問い合わせ先

申込書の配布及び受付は、以下の窓口で行っています。

郵送で申込書を提出される場合は、**関西エアポート株式会社 防音工事担当**へ
 お願いします。

なお、申込書は関西エアポート株式会社のホームページからもダウンロード
 できます。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号	申込書の配布	申込書の受付
関西エアポート株式会社 防音工事担当	〒560-0036 豊中市蛸池西町3丁目555番地	06-4865-9620	○	○
豊中市役所 都市活力部 空港課	〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 (豊中市役所第一庁舎5階)	06-6858-2111	○ 庄内コラボセンター 「ショコラ」3階 でも配布	○
池田市役所 市民活動部 シティプロモーション課	〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 (池田市役所7階)	072-754-6271	○	×
伊丹市役所 都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課	〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 (市役所4階)	072-784-8057	○ 神津支所でも配布	×
川西市役所 都市政策部 都市政策課	〒666-8501 川西市中央町12番1号 (市役所5階)	072-740-1213	○	×

※豊中市役所庄内コラボセンターショコラ3階、池田市役所、伊丹市役所、伊丹市役所
 神津支所、川西市役所では、申込書の配布は行っておりますが、申込書の受付は行って
 おりません。



お申込みはこちら

関西エアポート株式会社 防音工事担当

〒560-0036 豊中市蛍池西町3丁目555番地

電話：06-4865-9620 ※お電話でのお問い合わせ受付時間は、
平日（月～金）の10：00～17：00

当社ホームページからも申込書をダウンロードできます。

検索→

関西エアポート 更新工事



<http://www.kansai-airports.co.jp/efforts/environment/itm/taisaku/construction.html>